

認定研究会審査基準細則

1. 目的

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構運営規約第 7 条および第 13 条に基づく磁気共鳴専門技術者および上級磁気共鳴専門技術者の更新に寄与する認定研究会を審査する基準を定める。

2. 開催

年 1 回以上開催し継続して運営されていること。

3 時間 / 年間以上開催されていること。

3. 参加者

参加者資格に制限がないこと。

4. 開催内容

MR に携わるスタッフのレベルアップを目的とする内容であること。

基礎から臨床応用技術まで網羅されていることが望ましい。

5. 申請資格

運営スタッフ（世話人）に磁気共鳴専門技術者または上級磁気共鳴専門技術者が含まれていること。

代表者が決められていること。

運営母体が研究会であることがのぞましい。

6. 運営

開催目的に添った健全な運営がなされていること。

必要経費に見合った会費を徴収していること。

7. 付則

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構理事会の議決によって改定できる。

この細則は、平成 21 年 1 月 15 日から適用する。

[2009 年 1 月 15 日制定]

[2012 年 3 月 9 日改定]